

## 中野区議会予算特別委員会「平成 30 年度予算総括質疑」 （久保りか議員 2.27）

- 1 区長の施政方針について
- 2 地域包括ケア体制の構築について
- 3 生産緑地について
- 4 がん検診について
- 5 鷺宮地域のまちづくりについて

○久保委員 おはようございます。

公明党の一番手として質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

質問は通告どおりで、その他はございません。取材をさまざまにいただきましたけれども、質問のこの流れの都合上、順番を入れかえさせていただいたりですとか、また、御答弁によっては再度さまざまお伺いをする場合もございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは初めに、**区長の施政方針について**お伺いをいたします。

ここでは主に2点伺います。一つは、施政方針で、それまでの区政で決して手をつけることのなかった学校再編計画にも取り組んできましたと述べられておりますが、この学校再編及び小・中学校の改築における財源について、二つ目は、区長が八つの戦略の1番目に掲げるまち活性化戦略の中の区役所・サンプラザ地区のまちづくりの検討と新区役所建設の財源についてお伺いをいたします。

私が今回、施政方針の中でこの二つについてお伺いしたいと思ひましたのは、田中区政の16年を振り返ったときに、学校再編や学校校舎の改築、また四季の都市（まち）をはじめとする駅周辺のまちづくりは、非常に大きな功績であると認識をしているからでございます。施政方針を伺い、10年、20年、その先の中野の未来に対する区長の深い思いは伝わってまいりました。ただ、これからの計画は緒についたばかりでありまして、いよいよスタート地点、ここからが財政運営の手腕や、まちづくりのセンス、またこの難関を切り開く知恵と決断ですとか、場合によっては運ですとか、そういったようなことも関係してくるような局面もあるのかなというふうに思っております。

また、今、私は、この出ているプランが全てベストであるとは言い切れないと思っております。時には立ちどまったり、思い切って計画を見直すというようなことも必要なのではないかなという思いも込めまして、質問をさせていただきます。

まずは、学校校舎の建てかえについてお伺ひいたします。施政方針では、今後を展望すれば、長時間をかけて全ての区立小・中学校で行わなければならない校舎の建てかえについても、当面5年間は基金を活用することで借り入れなしでも実行可能であり、その後も財政的に十分実施可能なまでの状況となりましたと述べられております。平成28年度スタートいたしました新しい中野をつくる10か年計画第3次では、起債、基金を活用した主な事業で小・中学校改築が示され、ここでは財源として基金の繰り入れと起債が示されております。今回、起債を活用せず、校舎の建てかえを行うということにしたのはなぜなのかお伺ひいたします。

○海老沢政策室副参事（予算担当） 学校の建てかえにつきましては、平成30年度から本格的に実施をしていくということになるわけですが、平成39年度まで14校の改築を集中的に行っていくということになります。建築資材の高騰ですとかがございます、新しい中野をつくる10か年計画第3次から状況の変化も踏まえまして、財政の負担は大変大きなものになるというふうに考えております。今後、集中的に建てかえを進めてい

くに当たりましては、将来の財政運営の影響を極力抑えていく必要があるということから、起債を活用せずに建てかえを進めていくということにしたものでございます。

○久保委員 一般質問の平山幹事長の質問に対しまして、財政調整基金を活用するとの答弁がありました。これはなぜなのかお伺いをいたします。義務教育基金と一般財源だけではなくて、また今、起債も行わないということでしたけれども、財政調整基金の活用についての考え方を伺います。

○海老沢政策室副参事（予算担当） 財政調整基金の活用でございますが、起債を活用しないということによります金利負担の軽減や、公債費負担比率の一時的な悪化を避けるためなど、安定的な財政運営を行うために財政調整基金へ積み立てる財源から一時的に調達するということで賄っていきたいというふうに考えています。財政調整基金は、各年度で増減する一般財源等の歳入や臨時的な支出の年度間の調整を図りまして、安定的な区財政の運営を行う目的で活用するものでございます。今後、歳入一般財源が大幅な減収になった場合に対応するため、一定の規模は確保していきつつも、臨時的な支出の拡大に対応するため、活用していきたいというふうに考えているところでございます。

○久保委員 臨時的な支出というようなことも言われておりましたけれども、財政調整基金条例では第6条、基金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。1、経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき、災害復旧等の緊急を要する経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるときということでございます。この条例を読む限り、学校整備を計画的に進める上で、財政調整基金を活用するということが適正であるのか、疑問に感じるところですけれども、これは条例に照らし、財政調整基金の活用は適正であるのかお伺いいたします。

○海老沢政策室副参事（予算担当） 中野区財政調整基金条例の第6条第1号でございますが、経済状況の変動等によりまして財源が著しく不足する場合において、基金を処分することができるということとしてるところでございます。この条文を根拠にいたしまして、いわゆる年度間調整を行っているというものでございます。学校の建てかえにつきましては、平成34年をピークに迎えるという見込みでございまして、一時的な財源不足が生じるということでございます。いわゆる年度間調整の一環といたしまして、学校施設整備に財政調整基金を活用することとしたということでございます。

○久保委員 年度間調整というお話がございまして、この財政運営の考え方の17ページには年度間調整分が例年よりも少し額が多いのではないかなというふうに感じてございます。26年から28年度というのは、この年度間調整分の繰り入れがなかったというふうにも伺っておりますけれども、予定をしておいても実際にはこの財政調整基金の繰り入れをせずに、いわゆる年度間調整分としての財調の繰り入れがないというようなこともあるのかと思うので、一応今回、そこのところに緊急性を鑑みて財政調整基金を置いておくというような、そんな考えということなんですか。

○海老沢政策室副参事（予算担当） 歳入と歳出がございます。そのバランスをとっていくということの中で、年度間における財源不足への対応ということで、予算編成上必要な財源として財政調整基金の年度間調整分は一定規模を確保していくということが必要だというふうに考えています。

○久保委員 中野中学校の改築の際には、当初予算では義務教育基金を繰り入れる予定でありましたけれども、ここでは基金を取り崩さず、一般財源と起債に財源更正を行っています。この際の起債については、政府債等、国の起債を利用しております。そういう中では金利が低いということや、20年度の起債をかけておりますが、予算の中で20年ということで財政の標準化ができるというようなことで、起債をかける必要は一定程度あるというふうに考えておりますと、その当時は御説明がありました。施政方針でも、中野中学校の校舎建設など、将来にわたって区民の財産となる事業を数多く実現することができましたと言われているように、学校改築は未来への投資であります。その意味から、着実に基金の積み立てを行うことは重要ですが、基金と起債をバランスよく活用することも検討するべきではないかと思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか伺います。

○海老沢政策室副参事（予算担当） 新しい中野をつくる10か年計画第3次でございますが、学校施設の建てかえに当たりまして、計画的に基金の積み立てを行うとともに、起債を活用して世代間の公平の負担により事業実施を進めるということにしているわけでございます。学校の建てかえにつきましては、平成30年度から本格的に実施していくということになるわけでございますが、平成34年度ピークとなると、この間、金利負担や公債費負担比率などを踏まえまして、当面は起債を活用せずに進めていきたいというふうに考えているところでございます。学校等の建てかえ経費につきましては、将来世代が負担すべき経費であるということもございまして、起債を充当するということが考えられますが、安定的な財政運営を図るということで、事業の状況に応じて基金、起債をバランスよく活用していきたいというふうに考えております。

○久保委員 中野東中学校ですけれども、校舎等建設費がこちらは突出をしております。複合施設であるからだと思いますけれども、こういった複合施設における義務教育基金の活用はどのように考えていくのでしょうか。

○海老沢政策室副参事（予算担当） 義務教育施設整備基金でございますけれども、義務教育施設の改築の財源に充てる場合に限りまして、基金を活用することができるものとされているものでございます。中野東中学校の校舎等の建築につきましては、複合施設ではございますが、その中心となる大部分が義務教育施設でございますので、全体を対象にいたしまして義務教育施設整備基金を充てることにしたものでございます。

○久保委員 どこからどこが基金なのかって、ちょっとお金に色がついていないので、なかなか難しいかなと思っておりますが、基本的にはこの学校の改築という視点に立って義務教育基金を活用するという考え方なのかと思います。平成29年10月に、中野区立小・中学校施設整備計画が一部改正をされています。施設整備スケジュールが再編・移転対象校、再編対象校以外に分けて示されておりますけれども、施設整備スケジュールに即した施設整備費、また財源も示すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○海老沢政策室副参事（予算担当） 中野区学校再編計画第2次でございます。また、中野区立学校の施設の整備計画における建てかえスケジュールでございますが、長期間にわたっているものでございまして、経済状

況の変化なども考えられるということを踏まえ、今後、歳入の一般財源の動向を踏まえ、具体的に財源を計画していく必要がございます。長期的な計画の策定をしていく。財源の計画については、作成は難しいなというふうな考えているところでございます。そこで、当面5年間の必要経費につきまして、1校当たりの標準的な建てかえ費用から計画をいたしまして、財政運営の考え方を財政フレームの中に盛り込んだというものでございます。

○久保委員 経済状況等を考えると、あまりに長期的な形での財源スキームといふか、そういったことを示すのは難しいということなんですか。2020年の東京オリ・パラを前に、建設費の高騰ということが言われております。最初に、副参事も経済状況というようなことをおっしゃっていましたが、学校改築の予算が大幅に増額をされるという、そういった可能性が懸念されるのではないかと思いますけれども、その点については既に計画に反映をされているのでしょうか伺います。

○海老沢政策室副参事（予算担当） 区立学校の再編整備等の経費の財源更正でございますが、建設費の高騰や機能拡充などによりまして、改築費用が、予算が大幅に変更されておまして、新しい中野をつくる10か年計画で示した財政フレームとは異なっているというところでございます。そのため、平成30年度の財政運営の考え方で示した財政フレームにつきましては、労務単価の上昇等といった建築費の高騰を考慮したもののというふうになっているというところでございます。

○久保委員 考慮したことになっているということです。それで、今回の財政運営の考え方の一番最後のページに債務負担行為の状況というのがございまして、ここにみなみの小学校校舎建設工事、美鳩小学校校舎建設工事、中野東中学校校舎等建設工事ということで、債務負担行為の限度額が示されております。これが今言われたような工事費の高騰などを鑑みた形での限度額ということで示されているというふうに考えてよろしいですか。

○海老沢政策室副参事（予算担当） 財政フレームにつきましては、今後、計画的に実施していく学校改築の経費につきまして、そのスケジュールに合った債務負担行為等々も含んだ形で考えているところでございます。

○久保委員 地方公共団体の予算については、会計年度独立の原則が適用され、単年度主義が図られていますが、債務負担行為は単年度主義の例外として認められております。平成29年度一般会計予算では新規に40件の債務負担行為を設定し、その限度額は152億7,782万8,000円、新規分の30年度への影響額は72億4,716万3,000円というふうにお答えをいただいております。さらに継続分も含めた債務負担行為の総額は、276億2,068万4,000円というのが29年度でございました。平成30年度は、一般会計で34件、特別会計で4件の事業について、新規に債務負担行為を設定しております。その38件の限度額と新規分の30年度への影響額をお伺いいたします。

○海老沢政策室副参事（予算担当） 平成30年度に新規に設定した債務負担行為につきましては、一般会計で34件、248億619万円、国民健康保険事業特別会計で4件、703万円、総額をいたしまして、38件で248億1,322万円でございます。債務負担行為38件に関連して、平成30年度予算に計上した事業費につきましては、28億7,805万7,000円でございます。

○久保委員 昨年より30年度への影響額という29年度のときに見たものよりも、今回は、そこは少し少なくなっているのでしょうか。継続分のほうも含めました債務負担行為の総額というのは幾らになるのでしょうか。

○海老沢政策室副参事（予算担当） 継続分も含めました債務負担行為の総額でございますが、570億1,277万8,000円でございます。

○久保委員 かなりの額でございます。たびたび申し上げておりますけれども、債務負担行為というのは翌年度以降の財政運営を拘束してしまうということでございますので、このことを十分に踏まえまして、区は複数年にまたがる事業を効果的に、また着実に行う責任があるということを申し上げまして、この学校再編に関する質問は終わります。

それでは、施政方針の二つ目、区役所・サンプラザ地区についてお伺いをいたします。

初めに、新区役所庁舎建設費についてお伺いをいたします。平成30年度予算では、新区役所整備2億8,218万円が計上されております。先ほど伊東委員のほうでこの詳細についてはお伺いをされておりましたが、30年度は新庁舎を整備するため基本設計が行われてまいります。新しい区役所整備計画では、財源については、現区役所敷地及び現保健所敷地を最大限有効活用することによって生み出します。整備費の支出については、財源の収入時期に応じて一時的に地方債や基金を活用して対応します。当初予算の概要の起債、基金を活用する事業一覧では、新しい区役所整備については、平成34年度までに事業費170億円、起債116億円、基金繰り入れ39億円と示されております。区役所整備方針案では、総建設費は221億円というふうになっております。一時的に地方債や基金を活用して対応とのことですが、この際に活用される基金というのは何なのでしょうかお伺いをいたします。

○海老沢政策室副参事（予算担当） 新しい区役所整備に活用する基金につきましては、財政調整基金の施設改修分を予定しているところでございます。

○久保委員 施設改修分なのでしょうか。

○海老沢政策室副参事（予算担当） そのとおりでございます。

○久保委員 新区役所庁舎につきましては、区役所建設のための基金というのは準備をされておられませんので、財源の確保がされるまで財政調整基金より一時的に借りるというようなことなのでしょうか、負担をするというようなことなのでしょうかお伺いをいたします。

○海老沢政策室副参事（予算担当） はい、そのとおりでございます。

○久保委員 現区役所敷地については、サンプラザ敷地と一体的に整備される案が示されておりますが、現中野区保健所については10か年計画では売却と示されております。中野区保健所の売却スケジュール、売却益についてはどう見込まれているのでしょうかお伺いいたします。

○中村経営室副参事（新区役所整備担当） 新区役所整備については、現区役所の用地、現保健所の用地を最大限活用し、財源を生み出すこととしてございます。その手法が現段階で考えている売却の方法によるものなのか、ほかの方法があるものなのか現在検討中とございまして、具体的なものをお示しする段階ではございません。

○久保委員 10か年計画には売却というふうには示していませんでしたでしょうか。

○中村経営室副参事（新区役所整備担当） 10か年計画には売却と示してございます。

○久保委員 10か年計画ができて、この間に検討が変わったということなんでしょうか。売却と示していたけれども、今、有効活用についてはさらに考えるというようなことがありましたけれども、最大限有効活用というあり方については、ここは売却以外のところも今、検討課題に入っていると、そういうことでよろしいですか。

○中村経営室副参事（新区役所整備担当） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、売却も含めまして、さまざまな手法を検討しているところでございます。

○久保委員 さまざまな手法ということで、さまざまな手法については、本日はお伺いをいたしませんけれども、10か年で示したことが大分どんどん変わってきているんだなということを今感じているところでございます。30年度は駅地区、区役所・サンプラザ地区での都市計画が予定をされております。区長の施政方針では、西武新宿線連続立体交差化に伴う沿線のまちづくりや各地の防災まちづくり、中野駅周辺のまちづくりなども補助金、交付金など制度的に可能な特定財源の活用を見込めば、問題なく実行可能な状況となっており、来年度に向け、執行体制の充実を図っているところだと述べられております。区役所・サンプラザ地区整備で活用できる補助金、交付金というのはどのようなものが考えられるでしょうかお伺いいたします。

○石井都市政策推進室副参事（中野駅周辺計画担当） 区役所・サンプラザ地区再整備事業では、中野四丁目新北口地区まちづくり方針で位置付けました中野駅新北口駅前エリアを一体的に整備する事業でありまして、面整備事業や街路事業などを都市計画事業として行うことを想定しております。こうした事業の執行に当たりましては、国の補助金、東京都の都市計画交付金の活用、また都区財政調整交付金の算定によって財源の確保と事業の着実な推進に努めてまいります。

○久保委員 30年度に予定をされております都市計画は都市基盤にかかわるものが主なものでございます。今後建設を予定されている1万人アリーナ、また高層複合施設、これらを決定するのはいつなのでしょうお伺いいたします。

○石井都市政策推進室副参事（中野駅周辺計画担当） 委員御指摘のとおり、現在の都市計画決定に向けて手続を進めてまいりますのが、道路や駅前広場など公共基盤整備に関するものでございます。再整備事業におけます施設整備につきましては市街地再開発事業を想定しておりまして、今、アリーナですとか高層の複合施設というものの御案内もありましたが、そうした建物のおおむねの規模や用途などを定める都市計画の手続につきましては、平成32年から33年度、2020年から2021年度のころを予定しているものでございます。

休憩

○久保委員 休憩前に、アリーナ複合施設につきましてお伺いしておりまして、この決定につきましての質問で、私がちょっと質問の順番を間違えてしまったのかなと思っておりまして、失礼をいたしました。丁寧にその機能や規模を決定する段階についても御説明をいただきました。区役所・サンプラザ敷地の最大限の有効活用についての検討状況について伺ってまいります。また、この決定をされるのはいつごろになるのかお伺いいたします。

○石井都市政策推進室副参事（中野駅周辺計画担当） 再整備事業の事業費とともに新区役所整備の財源を確保するために、区役所とサンプラザの敷地を最大限に活用する方針でございます。事業といたしまして、権利返還方式の市街地再開発事業を想定して検討をしているところでございます。こうした考え方につきましては、平成30年度に策定を予定しております再整備の事業計画の中でお示したいと考えております。

○久保委員 30年度、次年度ですね、この計画が示されるということになるかと思えます。ここにつきましては、また後に30年度の段階でさまざまお伺いをしてまいりたいと思っております。これまでアリーナ建設については、駅周辺の回遊性や1万人の来場者の滞留空間の確保などが懸念をされてまいりました。現在の計画を推進する中で、これらの懸念材料については解消がされているのかお伺いいたします。

○石井都市政策推進室副参事（中野駅周辺計画担当） アリーナだけでなく、再整備事業全体ですとか、中野駅周辺各地区の開発に伴う発生交通量を考慮いたしまして、都市施設となる歩行者デッキの幅員や滞留空間の配置を設定しております。安全で円滑な歩行者空間を確保する計画となっているものでございます。

○久保委員 新北口から囲町や、また新区役所への動線についても歩車分離を図り、雨にぬれないバリアフリーな歩行者空間を確保すべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか伺います。

○石井都市政策推進室副参事（中野駅周辺計画担当） 中野駅西側南北通路からつながる歩行者デッキにより、中野四季の都市（まち）や囲町地区、新区役所方面への動線を配置する考えでございます。誰もがいつでも安全で円滑に移動しやすく、まちの全体の回遊性が向上するものと考えております。

○久保委員 現在の案では、駅直近に高層階の複合施設が建設をされることになりましてけれども、駅前に大規模施設が建設されることで、まちを分断してしまうのではないかと心配しております。西口改札から新北

口駅前広場におり立つ方には、この現北口の風景は見えませんが、中野のまちに対して受ける印象があまりにも違い過ぎるのではないかと心配しているわけですが、この点についての区の見解を伺います。

○石井都市政策推進室副参事（中野駅周辺計画担当） 中野駅周辺まちづくりグランドデザインV e r . 3におきまして、周辺各地区の個性を生かしたまちづくりを進めることとしております。その多様性が中野の魅力であり、回遊を促すものと考えております。また、中野四丁目新北口地区まちづくり方針では、低層部における新たなにぎわい空間と周辺地区における既存のにぎわい空間を連担させ、一体感のあるまち並み形成を図ることとしております。

○久保委員 一体感のあるまち並み形成を図るとは言われておりますけれども、やはりこの大きなビルによって遮られてしまうという、そういったところも否めないのではないかなと思っておりますので、十分にそういった景観にもしっかり考慮をしながら、今後のまちづくりに当たっていただきたいと思いますと思っております。

今回、区長の施政方針の中には、文化・芸術という言葉が全く出てこなかったことを非常に残念に感じております。オリンピック・パラリンピックについても文化の祭典であるとの認識を私としては持っております。今後、区役所・サンブラザ地区の再整備については、文化・芸術に資する劇場や美術館などの機能も重要であると考えておりますが、いかがでしょうかお伺いいたします。

○石井都市政策推進室副参事（中野駅周辺計画担当） 再整備につきましては、これまで人、文化、産業、情報の源泉となる拠点づくりを目指して進めてきたところでございます。導入機能といたしまして、アリーナのほかに商業やホテル、カンファレンスなどを誘導したいと考えておまして、そうした中で繰り広げられる文化や芸術のプログラム、コンテンツ、そうしたものがさらにはまちの魅力になるものと考えております。

○久保委員 今のソフト面のところで文化や芸術のあり方というのを述べていただいたかと思っておりますけれども、やはり施設整備の中でもしっかりとそういった考え方を示していただきたいと思っておりますが、どうしてもこのアリーナといいますが、今コンサートというようなお話も出ておりますが、スポーツというイメージも強いかなと思っております。その点において施設面での文化・芸術をあらわしていくような、そういった方向性というのは出されるのでしょうか伺います。

○石井都市政策推進室副参事（中野駅周辺計画担当） ただいま御案内がありましたアリーナにつきましても、スポーツやコンサートのこともありますが、芸術という観点でのコンテンツ、そうしたものもあるだろうというふうに思っております。また、その施設の周辺に例えばアートを配置するとか、そうしたこともこれからの検討の中で考えていきたいというふうに思っております。

○久保委員 今、施設の周辺ということで、施設自体に美術館等を盛り込むといいますが、そういった施設を設置するという御答弁はなかったわけですが、今後そういったことも整備の中でしっかり示していただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

次に、**地域包括ケア体制の構築**について伺います。



今定例会の一般質問において、我が会派の平山幹事長の地域包括ケア体制の構築に関する質疑の中で、4カ所のすこやか福祉センター構想を掲げられた当時、我が会派は8カ所ある地域包括センター圏域での検討が望ましいと述べてきましたが、その後、国が打ち出した地域包括ケア体制の構築には中部以外の3圏域についても同様の課題があります。改めて全体の配置の再検討が必要ではないかとたどしました。これに対して区長は、2025年以降を見据えた後期高齢者支援や子育て第一の地域づくりなど、今後の地域包括ケアシステムにおける行政の役割を考慮すると、すこやか福祉センターについてはさらに機能強化が必要であり、人口規模や面積、地域包括支援センターの設置箇所数等を勘案して、これまでの圏域の分割など、区民のより身近な地域への配慮を考えているとお答えになっております。よりきめ細やかなサービスや支援体制を目指すということは、それ自体は大変望ましいことであると思っておりますが、当初の考え方を改め、すこやか圏域の見直しの決め手となったのは何だったのかお伺いいたします。

○伊藤地域支えあい推進室副参事（地域活動推進担当） すこやか圏域を見直すこととした決め手という御質問でございますが、一般質問で区長からも御答弁申し上げておりますが、まず、すこやか福祉センター当初の構想時、平成20年でございますが、およそ10年近くを経ております。新たな行政課題としまして、地域包括ケア体制の構築推進が求められていることが大きな要因でございます。さらに、構想当初には区内人口は減少していくことを想定しておりましたが、御承知のとおり増加を続けておまして、年少人口、特にゼロから3歳児の増加率が高いことなどから、すこやか福祉センターにおきます全ての世代に対する相談支援業務に影響を与えております。この2点がすこやかの配置数、また担当区域の見直しを考えた要因でございます。

○久保委員 現在は四つの日常生活圏域を設定し、日常生活圏域には高齢者などの日常生活を支えるための拠点として各1カ所のすこやか福祉センターと2カ所の地域包括支援センターを設置されております。今後、すこやか福祉センターがふえるということによって、この日常生活圏域については変更されるのかお伺いいたします。

○伊藤地域支えあい推進室副参事（地域活動推進担当） 日常生活圏域は、平成17年の介護保険法の改正で、住みなれた地域で介護サービス基盤を整備する単位として示された考え方でございまして、区は当時の4カ所の保健福祉センターの担当区域を日常生活圏域と位置付けたものでございます。この日常生活圏域を入所施設やグループホームなどのサービス基盤整備の圏域とすることにつきましては、見直すことは考えてございません。一方、全区民、あらゆる世代に対する地域包括ケア体制推進の拠点でございます、すこやか福祉センターの配置数や担当区域の検討におきましては、全てのすこやか福祉センターにおきまして、保健と福祉のワンストップの相談支援体制及び地域の見守り、支え合い活動との連携体制を整える方向を目指すべく考えております。

○久保委員 日常生活圏域については、見直しは行わないと。先ほども、すこやかをふやしていく要因の一つとして、年少の、要するにゼロ歳から2歳ですとか、そういった人口増加などもあるということで、幅広い形での今後のこのすこやかでのあり方というのが求められているところなのかなと思います。区は、すこやか福祉センターの圏域ごとのすこやか地域ケア会議と、区全体を所掌する中野区地域包括ケア推進会議を運営し、地域包括ケアシステムの拡充を図るとしてまいりました。この点については変更があるのでしょうか。現在の地域包括支援センターとの整合性が図られるのかお伺いいたします。

○伊藤地域支えあい推進室副参事（地域包括ケア推進担当） 地域におきます関係者の情報共有ですとか連携強化、困難事例の検討、また地域課題の抽出等の取り組みは、すこやか福祉センター単位で行うことが最も効果的と考えてございますが、すこやか福祉センターの配置と全区民対象の地域包括ケアシステム構築の中で地域包括支援センターとの整合性、またより適切な会議の持ち方、メンバーなど、十分に検討してまいりたいと考えてございます。

○久保委員 今回このすこやかの考え方が改められるということによりまして、地域ケア会議、地域包括支援センターでのさまざまに医療や介護の連携というのがされてきております。こうしたところを崩してしまうということになりますと、今後のあり方というか、積み重ねてきたもの自体がどうになってしまうのかというようなことも心配をしているわけですが、その点についてはいかがお考えですか。

○伊藤地域支えあい推進室副参事（地域包括ケア推進担当） 御質疑のとおり、これまでの取り組みの中でさまざま地域で連携ができてきているところを承知しているところでございます。新たな配置の検討の中で、そのことをどのように継続できていけるかということも含めて検討してまいりたいと思います。

○久保委員 よろしくお願いたします。できればなるべく今までの体制を崩さずに進めていただけるといいのではないかなと思っています。

先日配布をされました鷺宮地域ニュース臨時号というこちらでございまして、鷺宮の「さぎプー」と「かせいチャン」が出ておりまして、鷺宮地区は仲よしを育みますというものが配布をされております。この臨時号の中では、地域密着の医療機関ですとか、子育てや高齢者のコミュニティの場などの地域資源というのが一目でわかるように紹介をされておまして、こういった地域での見守りや支え合いを進める中でさまざまな地域資源というのが整ってきているなということを感じております。私が今この地域包括ケア、さまざまに積み重ねられておりますが、その中でまだまだ充足されていないなと思っていることのひとつが認知症対策であります。区内では認知症患者の家族を支える取り組みというのが進められています。鷺宮地域では、さぎ草の会が認知症や、また介護をされている家族の傾聴や相談など、長く地域に根差した活動をされておまして、こうした場の提供も非常に重要であり、地域包括ケアの構築の中でふやしていかななくてはいけない重要な取り組みであると考えております。この点についてはいかがでしょうか伺います。

○伊藤地域支えあい推進室副参事（地域包括ケア推進担当） 地域で認知症の人の家族を支える会は、さぎ草の会のほか幾つかございます。家族同士が交流しまして、情報交換ができる地域の拠点として非常に重要な役割を果たしていただいているというふうに考えてございます。また、ここ数年、認知症カフェも広がっておりまして、多様な居場所が確保されつつあるというふうに感じているところでございます。区としても、家族会ですとか認知症カフェを区民に広く周知するとともに、認知症サポートリーダーからボランティアにつながる人をふやしたり、活動を行っている会の情報交換の場の提供など、支援を強化していきたいというふうに考えております。

○久保委員 よろしくお願いたします。中野区健康福祉総合推進計画2018年案によれば、地域密着型サービス拠点の整備目標の認知症対応型通所介護はゼロ件と示されております。認知症対応型通所介護についてはどう取り組まれているのでしょうかお伺いをいたします。

○岩浅健康福祉部副参事（福祉推進担当） 認知症対応型通所介護におきましては、区内で現在10の事業所が事業を行っているところでございます。利用率の低い事業所もあることから、平成30年度からの3年間で区として特に誘導する必要はないという判断をいたしましたために、整備目標はゼロとしているところでございます。認知症の方も一般の通所介護事業所を利用される場合があることとすとか、あとショートステイの利用などにより、現時点でその事業所の利用率は低くなっているのではないかとこのように考えております。

○久保委員 なかなか利用率が伸びていないことから、今回この目標値としては定めていないということです。2月24日、私は東京都立中央図書館で開催をされたトークイベント「ポジティブな認知症～当事者が語る明るい認知症のはなし～」に参加いたしました。デイサービス「DAYS B L G！」前田隆行代表を進行に、DAYS B L G！メンバーの認知症当事者、男性3名のトークイベントでしたけれども、認知症になっても人や社会とつながり、明るく生きることができるという希望の見えるイベントでございました。この介護施設の特徴というのは、認知症当事者が有償ボランティアとして仕事に携わることができるということです。トークイベントに参加されていた認知症当事者の方は、67歳、66歳、70歳と比較的年齢の若い若年性のアルツハイマーの方でございました。有償ボランティアとして車の洗車を行ったり、またボランティアとして子どもたちのための紙芝居を上演したり、社会とつながり続け、楽しい気持ちで生活をされているというお話で、大変心温まるものでした。御自身が認知症であるとわかり、大変ショックであったとは思いますが、周りの理解と仲間を支えられていることが大きいと感じました。やはり居場所と仲間というのは非常に支えになります。そして自分たちも認知症という病を抱えつつも、地域の担い手になっているという点も生きる希望につながっています。地域貢献を視野に入れた介護サービスもふえてくるのではないかと考えます。利用者が有償ボランティアとして活躍できる次世代型のデイサービスも今後ニーズが高まっていくのではないかと考えますが、区内にも次世代型のデイサービスの開設推進を検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか伺います。

○伊藤地域支えあい推進室副参事（地域包括ケア推進担当） 介護サービスにおきまして、従来のサービスの受け手としての参加だけでなく、みずからが担い手となりまして意欲を持って参加できるプログラムを望む高齢者が今後ふえていくということも予想しております。また、初期の若年性認知症などの場合は、デイサービスと就労支援、また地域貢献などの活動の紹介など、複合的なサービスを提供できる体制をどう構築するか。他市区町村の事例も参考にしつつ、研究してまいりたいと考えております。

○久保委員 先ほど認知症の通所の介護が、なかなか利用が少ないというところでしたけれども、やはりそういったニーズにマッチをしていくということも重要なんじゃないかなと思っています。そういった点で今年度、東京都では認知症とともに暮らす地域安心事業が新規事業として設けられております。認知症の初期から中重度になっても認知症高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、段階に応じて適切な支援体制を構築するとしています。中野区においては、平成29年度若年性認知症実態調査を実施し、ニーズに合ったサービスの構築に役立てるとしております。実態調査の結果を生かし、若年性認知症を含め認知症対策を強化していくべきと考えますが、お考えを伺います。

○伊藤地域支えあい推進室副参事（地域包括ケア推進担当） 区では現在、地域で認知症を支える人をふやすための認知症サポートリーダー養成講座を実施しております。また、初期段階の認知症の人を適切に認知症予防講座に結びつけるための事業を来年度計画しているということもございます。こうした取り組みをさらに推進しまして、若年性認知症の実態調査の結果も踏まえ、これからも認知症の方が安心して地域で生活できる体制を構築していきたいというふうに考えてございます。

○久保委員 ありがとうございます。ぜひ取り組みをしっかりと行っていただきたいと思っています。このトークイベントに私が参加をして感じたことは、本当に一見見ただけには認知症とはわからないような方たちで、しっかりこの貢献をしたいと思っていられるし、御自分たちの病気のこともしっかりと皆さんに伝えていきたいという、そういう意思を持って活動されておりました。誰もがこの認知症というのは、本当にこの高齢社会の中で、どの段階で発症していくかというのはわからない部分でございまして、多くの方たちが今後、認知症に対しての対策というのは求めているところだと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

次に、生活援助サービスについてお伺いいたします。平成29年度からスタートした新たなサービスであります生活援助サービス、その担い手となる中野区認定ヘルパーの養成について、昨年の予算総括でもお伺いをいたしました。区で養成してきた中野区認定ヘルパーは何名誕生をしたのか。また、継続的に養成をしていくということですが、年次目標等は定めているのかお伺いいたします。

○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当） これまで養成してきました中野区認定ヘルパーの数は63人でございます。今後の生活援助サービスの従事のほか、介護従事者のすそ野を広げる意味合いから、平成30年度予算案においては100名を養成する目標で計上しているものでございます。

○久保委員 平成29年度の生活援助サービスの月平均利用人数は12人とのことですけれども、利用状況が少ないように感じております。利用者数の少ないその原因についてはどう考えているのでしょうか伺います。

○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当） 生活援助サービスは、これまで要支援1、2で訪問介護を利用していた方のうち、家事援助のみを必要とする方に適したサービスとして構築されたものでございます。なかなか利用者が少ない原因でございまして、ヘルパーが変わることを利用者の方が望まないなど、地域包括支援センターなどが積極的に進めにくい面ですとか、新しいサービスのために、ほかのサービスとの違いをケアマネジャー等がはっきり認識しにくいことが、利用実績が少なかった原因であるというふうに考えてございます。

○久保委員 新しい制度であって、なかなかこのケアマネジャー等の理解も及んでいなかったり、また今までの利用しているサービスというのがあって、そこから切りかえるのが難しかったりというようなところもあるのかと思います。地域包括支援センターと、この点につきましては連携を図り、生活援助サービスを推進していくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか伺います。

○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当） 総合事業への移行に当たりまして、居宅介護支援事業所を対象といたしまして、地域包括支援センターが主催する日常生活圏域ごとの制度説明会の場に出向いて、制度について理解を図ってきたほか、地域包括支援センターに対しては定期的な打ち合わせや協議を行って、

総合事業への円滑な移行に努めてきたところでございます。地域包括支援センターは、要支援者やサービス事業対象者のケアマネジメントを行う窓口であるため、地域包括支援センターと連携し、どのような状態の方がどのサービスを利用することが適切か、介護予防の体系化を進める中で生活援助サービスをはじめとした総合事業の活用を進めていきたいと考えてございます。

○久保委員 よろしくお願いたします。また、中野区認定ヘルパーから初任者研修を受け、スキルアップをしているという事例があると伺いました。介護人材が不足をしている中で、認定ヘルパー養成ですそ野を広げ、介護人材の確保にもつながり、非常によい取り組みであると思います。さらに、区内の人材発掘につながる中野区主催の認定ヘルパー研修、また介護事業者から要望の高い中野区での初任者研修を開催していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか伺います。

○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当） 中野区認定ヘルパーにつきましては、区が主催する養成研修を継続して行う考えでございます。それから、初任者研修でございますけれども、東京都が実施しております初任者研修資格取得支援事業の実施状況でございますが、研修受講の時期が決まっているため、自由に受講ができないデメリット等はございます。区は、随時受講できる民間の初任者研修を受講した後に初任者研修の受講費用の助成を行っているところでございまして、これまでこの助成がより活用されるよう適用要件の緩和を行ってきているとともに、平成30年度予算案においては助成額の拡大を計上してございまして、その利用実績の経過を見ていく予定でございます。したがって、同様の事業を区が直接行う必要性は薄いというふうに考えているところでございます。

○久保委員 今、いわゆる民間での研修等に対する受けやすいように手厚くさまざま行っているということで、区が主体となることについての効果というのがなかなか薄いのではないかとございましてけれども、やはり中野区という冠がついているというんでしょうかね、そういう中で広くすそ野を広げていけるというようなお考えもあるようですので、十分にそここのところも協議をしていっていただきたいなと思います。これは要望でございます。

地域包括ケアシステムというのは、住みなれた地域で暮らすということが一番の重要なことでございます。住みなれた中野区内の特別養護老人ホームに入所したいというニーズは非常に高く、多くの方から御相談を受けております。特に同居をしている御家族からは、いつでも会いに行ける区内の特養に入所させたいというお話を聞きます。しかし、現実には希望どおりの入所は困難で、区内の特養の待機者は非常に多く、100人単位での待機があるとされています。現在の中野区内の特養の申し込み状況、待機状況はどうなっているのでしょうかお伺いいたします。

○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当） 平成29年4月時点におけます区内10カ所の特別養護老人ホームの待機者数でございますが、要介護1、2の特例入所対象者を含め597人でございます。

○久保委員 597人の方が待機をされているということです。一昨年から、特養の申し込みは、先ほど特別な事情のある要介護1、2の方というのも入ってございましたけれども、基本的には要介護3以上というふうになっています。これにより待機者数にはどのような変化があったのかお伺いいたします。

○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当） 平成27年度より特別養護老人ホームの入所は原則、要介護3、4、5の方となったところでございますが、単身等の理由によりまして、要介護1や2の方も申し込みが可能でございます。平成27年度以降、特別養護老人ホームの待機者は全体として減少してきているところでございますけれども、要介護3、4、5の待機者の方も減少してきているといったところがございます。それは、特別養護老人ホームの受け入れが増加していることに加えまして、認知症グループホームなど、ほかの介護保険サービスも充実してきたことが要因と考えているところでございます。

○久保委員 何も特養だけではなくて、他の介護サービスというのも充実をしてきているということで、そういうところからも、さまざまにこの待機の状況は減少しつつあるということなのかもしれません。ところが、先日御相談を受けた方は、御主人が倒れて要介護4と認定をされまして、現在入院中で、退院をした後に自宅での介護は無理があるという判断を奥様がされまして、特養の申し込みをしました。ある区内の特養では、A判定ではあるけれども、400人以上の待機者がありますと言われ、この400人という待機者の多さに、もう入居はできないと非常にがっかりされたというお話をしておりました。中野区は他区と比較し、特養の待機者が多いというふうによく言われております。各特養で把握をしている数字が本当に正しいのかという疑問を感じています。例えば待機者の中に既に亡くなられた方や、他の特養に入所できた方など、未整理のまま待機者として残っている可能性はないのでしょうか。区が申し込み窓口となっている場合は、正確な数字を把握できているとも聞きますけれども、特養ごとの申し込み状況について区として正確な数字を把握しておく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか伺います。

○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当） 特別養護老人ホームは、区内に限らず広域に利用できる施設でございまして、申し込みは特養ごとに自由に行えることから、申し込みや入所については特養ごとに管理しているという実態がございまして、区内の特別養護老人ホームの待機者に関しましては、年に2回、特養からの名簿の提供を求めまして、死亡や転居等の中野区の被保険者の確認や、既にほかの特養の利用がされているかなどの確認を行いまして、その結果を各特養に提供し、特養における名簿管理の支援を行っているところでございます。その中で、区は区内特別養護老人ホームの利用待機状況の把握を行っているところでございまして、特養ごとの待機状況につきましては、最終的な名簿を特養が管理していることもあり、正確な数字の把握は困難と考えているところでございます。

○久保委員 正確な数字の把握が困難ということなんですが、やはり申し込みをされている方は非常に切実に受けとめられているわけですね。きっと特養によっても、もしかしたらその把握のあり方ですとか、きちっと数字を整理しているかどうかというところはまちまちなのかもしれません。ですが、やはり待機をされている御家族や、また御本人の気持ちを考えますと、ここはきちっとした数字を区としても把握していくという必要性はあるのではないかと思います。その点について、特養のいわゆる事業者のほうとしっかり連携を図っていくべきだと思いますが、その点はいかがでしょう。

○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当） 区も先ほど申しましたとおり、区が点検した名簿に関しまして、それを特養に提供しているといったところもございます。それをできるだけタイムリーに行くことで、特養の名簿の管理といったところも適切にできるように支援を行っていきたいというふうに考えてございます。

○久保委員 よろしくお願いたします。

次に、障害者のための地域包括ケア体制の構築について伺います。今後、子ども版地域包括ケアシステム、障害者のための地域包括ケアシステムを構築していくという予定になっていますが、システム構築のスケジュールはどうなっているのでしょうかお伺いたします。

○伊藤地域支えあい推進室副参事（地域包括ケア推進担当） 現在、高齢者の包括ケア推進のシステムを構築して、先行して取り組んでいるところでございます。これらを共有のものとして活用できる部分もあろうかと思えます。またさらに、障害者、また子ども・子育て家庭特有の課題というものもあろうかと思っております。これらを整理しまして、関係団体と協議なども進めながら、平成31年度から32年度を目途としてシステムの構築を行っていきたいというふうに考えてございます。

○久保委員 わかりました。障害者の地域包括ケアシステムについて、特に居住支援についてお伺いをいたします。私のもとにも、障害のある方が自身で住宅を探し、入居に至るのが困難であるというお声が届いております。また、入居後の地域での支援体制にも課題があります。家主や近隣から障害への理解が得られず、入居ができないなど、特にひとり暮らしの障害者の居住支援は課題であると感じております。生活援護分野では、数年前より精神障害者の退院促進事業を進めています。参考のために、この事業の実績と退院後の居住支援のあり方についてお伺いたします。

○小堺健康福祉部副参事（生活援護担当） 退院促進事業では、精神科医療機関に長期入院している被保護者が、アパートなどもとの住居を失っている場合等で、退院を希望する方に対して退院及び退院後の地域生活へ向けて支援を行っております。具体的な居住支援につきましては、グループホームやアパートなど居住先を探すことに加え、保健師への連絡、作業所やデイケアの提案、訪問看護、ヘルパー等の導入など、地域支援体制の調整を図っております。平成28年度の実績といたしましては、年間平均およそ13人の方に対して支援を行い、5人が地域生活のめどが立ち、退院することができております。

○久保委員 精神障害者の地域生活について、今さまざまな取り組み状況をお伺いいたしましたけれども、地域生活への移行を進めていく中での課題というのはどのように感じているのでしょうか。

○小堺健康福祉部副参事（生活援護担当） 精神科医療機関で入院の長期化により、アパートを退去となった方については、グループホームを退院先として想定する場合があります。しかし、自傷歴や自殺企図があったり、高齢者や薬物等依存症である場合は、グループホームでの受け入れが困難であることが少なくありません。また、多くのグループホームでは、デイケアや作業所など日中活動への参加を受け入れ条件としておまして、治療の一環として精神科デイケアを利用することが望ましい場合に、区内に精神科デイケアを開設している医療機関が少ないといったハード面の課題がございます。

○久保委員 やはりなかなか地域で暮らすというところは困難な部分があるのだなと。ハード面も含めて難しい点があるのだなということを感じます。第5期障害福祉計画に示された地域生活への移行の促進の成果目標では、施設入所者数186人のうち、平成32年度までに地域生活に移行する人数を17人と示しています。現在、障害福祉分野での障害者の地域移行や居住支援はどのように行われているのか伺います。

○菅野健康福祉部副参事（障害福祉担当） 障害福祉分野は、基幹相談支援センター機能を有し、地域生活への移行を促進するための支援といたしまして、精神科病院の長期入院患者の実態把握や地域移行支援の制度案内を行うほか、支援機関のネットワーク構築のための連絡会を開催するなどの支援を行ってございます。居住支援につきましては、中野区精神障害者地域生活支援センターせせらぎにおきまして、賃貸借契約による一般住宅への入居を希望している精神障害のある方に対しまして、家主の方との調整など、入居に必要な手続きが円滑に進められるよう支援を行っております。また、入居後に地域で安定した生活が送れますよう、相談支援事業所などの関係機関と連絡調整を行いまして、支援を行っているところでございます。

○久保委員 今、精神障害の方の支援のあり方を伺って、私が今伺った障害福祉計画の部分は、これは精神障害者の方の数字ではないのではないかなと思ひまして、この点についての居住支援ということもあるのかと思いますが、その点についてはいかがお考えですか。

○菅野健康福祉部副参事（障害福祉担当） こちらにつきましては、精神障害のある方の居住支援ということで繰り返しになりますけれども、せせらぎにおきまして、入居につきましては、賃貸借契約による一般住宅への入居を希望している方などに対しまして支援を行っているところでございます。

○久保委員 それは精神障害のほうですね。では、ちょっと次に行きますね。先ほど生活援護分野での取り組み状況についてお伺いをいたしましたけれども、長期入院者の中には生活保護を受給されているという方もおいでになれるかと思ひます。生活援護分野と連携を図りながら、移行支援を進めていくべきではないかと思ひますが、いかがでしょうかお伺いいたします。

○菅野健康福祉部副参事（障害福祉担当） 地域移行支援を効率的に進めるために、基本的には生活保護受給者の方は生活保護単位支援事業を、それ以外の入院患者の方につきましては、せせらぎを中心といたしました相談支援事業者の地域移行支援事業等を活用するように、対象者によりまして支援機関のすみ分けを行い、支援を行ってございます。単位支援を行う上で必要となります情報の共有や地域移行支援のスキルの向上、関係機関との連携強化を図るため、これらの事業者に加えまして、すこやか福祉センターなどの各支援機関によりまして連絡会を開催し、連携に努めているところでございます。

○久保委員 生活援護分野だけではなくて、すこやかですとか、さまざまのところと連携を図りながら進められているということですね。先ほどもグループホームということが生活援護のほうからも言われておりまして、また別にアパートというか、民間住宅というようなところの移行というものもあるのかと思ひます。そういった意味で、住宅分野との連携というのはどうなっているんでしょうかお伺いいたします。



○菅野健康福祉部副参事（障害福祉担当） 住宅分野との連携につきましては、住宅分野が所管いたします障害者住宅の情報提供ですとか、申請手続の援助などのほか、入居者の相談支援などにつきまして、必要に応じ住宅分野と連携して行ってございます。今後、障害者の住まいの確保やグループホームの整備促進を図りまして、入居に係る支援策等について連携しながら検討を進めていきたいと考えてございます。

○久保委員 住宅分野とも今後連携をしっかりと密にさせていただきたいと思えます。30年度には住宅マスタープランの改定準備がされることになっております。改定される住宅マスタープランには、障害者の住宅支援や住宅ストックの活用等についても示すべきではないかと考えますが、お考えを伺います。

○塚本都市基盤部副参事（住宅政策担当） 住宅マスタープランの改定作業におきましては、住宅セーフティネットの考え方に基づきまして、障害者に対する住宅支援のあり方でありますとか、空き家等も含めました住宅ストックの活用についても検討を行いまして、住宅マスタープランの内容に反映してまいりたいというふうに考えてございます。

○久保委員 ぜひともお願いいたします。

この項の最後に、地域生活支援拠点についてお伺いいたします。国の障害児者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想に基づき、地域生活支援拠点として居住支援機能と地域支援機能を一体的に行う拠点機能の整備を区として進めることになっております。モデル事業が行われた八王子市の報告によれば、既存のサービスにつながっておらず、支援することが困難な障害者を対象に含め、障害者が地域で暮らす上で必要な支援を行う地域生活支援拠点として面的な体制の整備、立ち上げのための地域自立支援協議会のもとにプロジェクトチームを置き、日常生活の支援について検討準備を行ったということでございます。中野区では、地域支援拠点整備をどのような検討準備を経て進めていくのでしょうか。八王子市のようにプロジェクトチームを立ち上げ、日常生活の支援などについて具体的な検討を進めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。中野区の地域支援拠点整備に関する御見解を伺います。

○菅野健康福祉部副参事（障害福祉担当） 地域生活支援拠点は、障害者の入所施設及び入院先からの地域移行や、地域での継続した生活を支援する機能であり、江古田三丁目区有地を活用いたしまして、グループホームと短期入所にあわせまして、地域生活支援拠点の整備を予定してございます。また、既存の相談機関、グループホーム及び短期入所の複数の機関が分担いたします面的整備の機能を同時に発揮し、多機能型拠点と連携し、区全体のニーズに応えられるよう複合型の構築を目指してございます。構築に当たりましては、民間事業者や当事者で構成されます地域自立支援協議会全体会及び相談支援部会におきまして、連携方法などを検討しておりまして、今後も引き続き検討を進めていきたいと考えてございます。

○久保委員 拠点整備については江古田三丁目ということで今考えられていらっしゃる。そして、ソフト面も含めた形では、当事者も含めた形での自立支援協議会の中で検討がさらに深められていくということかと思えます。この時期なんですけれども、今、江古田三丁目という拠点の整備ができてから、こういった機能も含めて同時にス

タートをするということなんでしょうか。どのような形で今後このことについて、整備とあわせてソフト面も行っていくのか。そのスケジュールについて、もし決定をしていれば教えてください。

○菅野健康福祉部副参事（障害福祉担当） 江古田三丁目の整備も今後進めてまいりますけれども、今回の第5期障害福祉計画の中では32年度までに1カ所ということで拠点のほうは計画をしておりますので、そのように進めていきたいと考えております。ソフト面につきましても、あわせて並行して検討をしていきたいと考えてございます。

○久保委員 32年度といいますと、ちょっとね、あと2年間でございますけれども、割と長いようで時間は短いかなと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは次に、**生産緑地について**伺いをいたします。この数年、中野区内の生産緑地が次々と姿を消しております。このことについては以前より質問をしておりますが、過去10年間で何カ所、何平米の生産緑地地区が削除をされたのか伺います。

○辻本都市基盤部副参事（都市計画担当） 平成19年度末時点では、全体で14地区、2万7,150平米でございました。その後、4地区、8,825平米減りまして、現時点では10地区、1万8,325平米となっているものでございます。

○久保委員 年々減り続けているわけですがけれども、先日の都市計画審議会では、鷺宮四丁目の生産緑地についての報告がありました。区は今回初めて買い取りを申し出る旨の通知をし、地権者との協議を行ったと聞いておりますけれども、いかなる協議がされたのか確認のためにお伺いいたします。

○辻本都市基盤部副参事（都市計画担当） 地権者の方から買い取り申し出を受けまして、まちづくり事業用地といたしまして活用を見込み、買い取る旨の通知を行った後、価格交渉等の協議を行ってまいりました。最終的に買い取りの協議が整わなかったということでございます。

○久保委員 今回初めて買い取りの申し出をしたけれども、買い取りの協議は整わなかったということですね。さまざま先方の御事情等もあるのだと思いますので、そこのところは深くは伺いません。今後も生産緑地が解除になる場合、積極的に買い取りの申し出をしていくべきであると考えますがけれども、その点についてはいかがでしょうかお伺いいたします。

○辻本都市基盤部副参事（都市計画担当） 生産緑地につきましては、地権者の方から買い取り申し出があったときには、必要に応じて公共施設用地等として取得に努めることとしてございます。買い取り申し出につきましては、主たる従事者の死亡、あるいは補償に起因するものであることから、時期を特定することが困難であるといった事情がございます。これらのことを十分勘案しながら、可能な限り買い取りに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○久保委員 まだ実績はございませんので、よろしくお願いいたします。一方で、昨年の法改正により生産緑地の基準が見直され、300平米から生産緑地として認められることになりました。現在、みどりの基本計画が改定作業中ではありますが、ここでも生産緑地の考え方が示されております。都市計画担当としても300平米からの生産緑地を推進するお考えなのでしょうか。法改正では、生産緑地地区の面積要件を条例で300平米まで引き下げ可能としております。平成30年1月時点で、全国25都市で面積要件の引き下げ条例を制定、今年度内に22都市で条例制定が予定をされております。中野区としての条例制定については準備をされているのかお伺いいたします。

○辻本都市基盤部副参事（都市計画担当） 区では現在、農地を所有している方々に対しまして意向確認を行いながら、条例の制定につきまして検討しているところでございます。

○久保委員 また、生産緑地法改正により、生産緑地地区における建築規制の緩和や、都市農地の賃貸の円滑化に関する法案も出ております。農産物の供給という役割だけでなく、災害時の防災空間や環境保全、心安らぐ緑地空間など、都市農業の多様な役割が見直されております。区内の生産緑地は貴重な資源であります。保全についての区の見解を伺います。

○辻本都市基盤部副参事（都市計画担当） 中野区都市計画マスタープランでは、生産緑地は区内における貴重な潤い資源であり、環境負荷低減に資する緑地であることから、貴重なオープンスペースといたしまして、保全の誘導等を図ることとしていただいております。今後もこの方針に基づきまして、可能な限り保全ができるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○久保委員 ありがとうございます。先ほど300平米の引き下げについても、条例についても検討をしていく方向であるように伺いましたので、しっかりとこの点につきましても、今後また御報告をいただければと思っております。

以上でこの質問は終わります。

次に、**がん検診**についてお伺いいたします。

初めに、乳がん検診について伺います。第3回定例会で乳がん検診の視触診のみ検診を見直すべきとの質問をいたしました。その際、視触診検査の継続について、国の指針では、乳がんの検診項目は問診及びマンモグラフィとし、視触診は推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィ検査とあわせて実施することになったということについて認識をしている。また、乳がん自己検診法の普及啓発の強化を進めつつ、視触診検査のあり方については国の指針を踏まえ、検討していきたい。また、視触診のみの受診者への対応につきましての質問については、区では視触診のみの受診者に対しては総合判定ができないため、マンモグラフィもあわせて受診するよう検診案内等に記載をしている。マンモグラフィの未受診者がたくさんいることは好ましくない状態であるというふうにお答えになっております。乳がん検診では、必ずマンモグラフィ検査もあわせて受診をしていくように、問診表の改善などにより受診を促していくほか、啓発にも力を入れていきたいというふうと考えているとお答えになりました。また、再質問に対しましては、視触診とマンモグラフィの検診をどういうふうにしていくかということについては、まだ検討というのは始まっておりませんので、今後検討を進めていくというような状況でございます。関係医療機関との調整等もございしますので、その辺の協議なども踏まえながら進めていきたいというふうにお答えをいただいているところでございます。

こういった質問で御答弁をいただいたのですが、この後、関係医療機関との協議を踏まえ、30年度の乳がん検診はどうなっていくのでしょうかお伺いいたします。

○只野健康福祉部副参事（健康推進担当） 平成30年度の乳がん検診につきましては、平成29年度と同様に視触診とマンモグラフィ検査をあわせて実施いたします。乳がん検診については、視触診検査のみでは乳がん検診を受けたことにならないことの周知強化を図りつつ、自己触診法の普及啓発を進めることを検討しております。その上で、乳がん検診のあり方について関係機関との調整協議を図っていきたいと考えております。

○久保委員 実際には、このマンモグラフィ検診を受けないで、視触診のみの検査をして、乳がん検診を受けているという、そういうふうに使われている方というのはどれだけいらっしゃるのでしょうか伺います。

○只野健康福祉部副参事（健康推進担当） 平成28年度の実績でございますが、乳がん検診のうち7,462人が視触診検査を受けております。また、6,632人がマンモグラフィ検査を受けており、視触診のみの乳がん検診を受けた方は830人でございます。

○久保委員 830人の方が、区の視触診のみの検診を受けて、検診を受けたと思われる安心しているのではないかと心配をしております。視触診検査のみではエビデンスのない乳がん検診だということが理解をされているのでしょうかお伺いいたします。

○只野健康福祉部副参事（健康推進担当） 乳がん検診につきましては、視触診だけではなく、マンモグラフィ検査の両方を受けることがあるということを区民健診案内に記載し、受診者にも送付をしております。また、乳がん検査を実施している医療機関を通じても周知を図っております。平成30年度は問診票を改善し、マンモグラフィ検査により総合判定を行うため、必ずマンモグラフィ検査を受診するよう、さらなる区民理解に努めてまいります。

○久保委員 また、このマンモグラフィの検査を受けない視触診のみ検診の方が多き理由については、区としてどう分析されているのでしょうか伺います。

○只野健康福祉部副参事（健康推進担当） マンモグラフィ検査と視触診検査を別の医療機関で受診する場合もあり、2度検診に行くことが煩わしいこともマンモグラフィ検査を受けない理由であると推定しているところでございます。また、検診の終わりの時期である2月は予約がとりにくいという状況もございます。視触診検査のみで、マンモグラフィが受けられなかった方に対する翌年度のマンモグラフィ検査の受診の可能性については今後研究してまいりたいと考えてございます。

○久保委員 2回受けなければいけないという煩わしさがあるということでございますけれども、現在、区民健診実施医療機関で乳がん検診の視触診検査を行っている医療機関数、またマンモグラフィ検査を行っている医療機関数、それぞれ幾つあるのかお答えください。

○只野健康福祉部副参事（健康推進担当） 視触診検査を実施している医療機関は、中野区内が67施設、区外が37施設、合計104施設でございます。マンモグラフィ検査を実施している医療機関は、中野区内が4施設、区が1施設、合計5施設でございます。うち、区内3施設、区外1施設におきまして、マンモグラフィ検査と視触診検査の同時受診が可能となっている、そういった状況でございます。

○久保委員 やはり視触診を受けられる医療機関と比較をいたしますと、マンモグラフィを受けられる医療機関というのは極めて少ない状況にあるんですね。他区の医療機関なども含めて、マンモグラフィ検査を受診できる医療機関をふやしていくべきではないかと考えますけれども、その点についてはいかがでしょうかお伺いいたします。

○只野健康福祉部副参事（健康推進担当） 他区の医療機関での受診については、今後研究してまいりたいと考えております。

○久保委員 研究ということでございまして、さまざまな要因もあるので、乳がんの単独だけではなく、区民健診とのかかわりなどもあるのかなと思いますけれども、マンモグラフィ車ですけれども、こういったものを活用している検診というのものもあるかと思いますが、その点については検討されているのでしょうか伺います。

○只野健康福祉部副参事（健康推進担当） マンモグラフィ車の活用についてでございますが、これにつきましてもコスト面を含め、今後研究してまいりたいと考えております。

○久保委員 やはりマンモグラフィについては、かなりさまざまコストがかかる部分もありますので、本当にしっかり医療機関と調整を図りながら進めていただきたいと思います。

自己触診についても先ほど御答弁がありましたけれども、この自己触診の普及啓発についてはどう行われていくのでしょうか。自己触診の啓発物なども活用して、広くPRすべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうかお伺いいたします。

○只野健康福祉部副参事（健康推進担当） 医療機関での触診の際に検査医から自己触診について指導を行っているほか、ピンクリボン月間や女性の健康週間などのイベントで啓発を行っているところでございます。29年度は、がん検診普及啓発及び受診率向上に関する協定を締結した企業と協働し、子育て世代の利用者が多い東中野キングス・ガーデンにおいて、アロマオイル石けんづくりを通じた乳がん自己触診法の普及啓発を実施してございます。今後、子育て世代等に対する自己触診法のさらなる普及啓発を検討してまいります。

○久保委員 よろしくお伺いいたします。今の御答弁の中にあつたキングス・ガーデンでの取り組みなども、比較的若い世代の方たちなのかなと思います。このがん検診の最後に、AYA世代のがんについてお伺いをいたします。AYA世代というのは15歳から30歳前後の思春期、若年成人の患者さんに発症するがんのことです。AYA世代のがん対策については、国や東京都でも注目が高まっております。AYA世代のがん対策について、これまでの区としての取り組み状況をお伺いいたします。

○只野健康福祉部副参事（健康推進担当） 20歳から29歳のAYA世代に対するがん対策として、26年度、27年度は子宮頸がん検診の未受診者に対し、受診勧奨はがきを送付し、受診勧奨を行ってまいりました。28年度は、20歳から29歳の転入女性区民に対し受診勧奨はがきを、29年度は受診券を送付してきたところでございます。また、成人の集いにおきまして、新成人となった女性区民に対し、子宮頸がんの受診勧奨チラシを配布しております、AYA世代のがん検診の受診啓発に努めているところでございます。

○久保委員 先ほど、がん協定の話があったんですけども、AYA世代のがんについての普及啓発というのは、区が企業等と結んでいるがん協定というの効果があるのではないかなというふうに考えますけれども、現在のがん協定の進捗状況についてお伺いをいたします。

○只野健康福祉部副参事（健康推進担当） 現在までにアフラック、西武信用金庫、新渡戸文化学園、キングス・ガーデン東京と、がん検診の普及啓発及び受診率向上に関する協定を締結しております、9月のがん征圧月間や10月のピンクリボン月間の啓発事業を区と共同して実施しているところでございます。新渡戸文化学園は、この啓発事業に学生が参加しており、AYA世代に対する普及啓発の一翼を担っていただいているところでございます。

○久保委員 AYA世代のがんについて、そういった学生さんたちが参加をしているということは非常にやはり今後の御自分たちの体と向き合うためにも重要なことではないかなと思います。区内の団体や学校などとも連携を図りながら、がん予防や検診の重要性などについて普及啓発に努めるべきだと思いますが、その点についての御見解を伺います。

○只野健康福祉部副参事（健康推進担当） 平成30年度は、中野区医師会や帝京平成大学などが主催するオレンジバルーンフェスタについて区も共催しまして、がん予防の普及啓発をさらに進める予定でございます。AYA世代にどのようながん啓発が必要であるのか、今後こうした取り組みを通じて研究してまいりたいと考えております。

○久保委員 わかりました。新たな取り組みもスタートをしております。また、公明党では、がん教育ということもすっかり取り組むようにということで、区のほうもかなりこのがん教育についても積極的に取り組んでいただいているかと思っております。本当に多くの世代の方たち、特にこの女性のがんについてしっかりと向き合いながら、区としても対策を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

最後に、**鷺ノ宮地域のまちづくり**についてお伺いいたします。

昨年10月の建通新聞で、中野区は鷺ノ宮駅前拠点等まちづくり検討業務の委託候補者としてURリンクージを選んだ。今後協議が整い次第、契約を結ぶ。同社の見積もり提案額は864万円で、履行期間は2018年3月23日までとの記事を目にしました。今年度、中野区がURリンクージに委託をしている鷺ノ宮駅前拠点整備等まちづくり検討業務の内容とはどのようなものなのでしょうかお伺いいたします。

○菊地都市政策推進室副参事（鷺ノ宮駅周辺まちづくり担当） この委託は、駅周辺地区のまちづくりを一体的、計画的に進め、まちの活力と住環境、そして安全性を高め、にぎわいと魅力あふれるまちの実現を目的として、その実現に向け、駅前拠点形成のための再開発等共同化事業や、公社鷺宮西住宅一帯のまちづくり計画の検討を進めるものであります。具体的には、再開発等共同化事業の可能性の検討、広域避難場所でございます公社鷺宮西住宅一帯のまちづくりの計画の検討、そして公共施設跡地の活用を検討するものであります。

○久保委員 さまざまな検討がなされているんだと思いますけれども、こういったいわゆる素材を集めて、今後策定予定の整備方針にどう生かしていくのかお伺いいたします。

○菊地都市政策推進室副参事（鷺ノ宮駅周辺まちづくり担当） 鷺宮のまちづくりについては、地域の検討組織である鷺ノ宮駅周辺まちづくり検討会から3月にまちづくり構想が提案される予定であります。区は、このまちづくり構想や成果等を踏まえて、区のまちづくりの方向性や基盤整備の考え方を示すまちづくり整備方針を作成する予定であります。

○久保委員 さまざまな地域での話し合い等も進められておりますので、そういったところから整備方針を策定するというので、今回のこの検討業務の内容そのものが整備方針に反映されるということではないののではないかと思います。鷺ノ宮駅周辺、また野方、都立家政においても今後、整備方針の策定のためには調査や業務委託等が行われていくのかお伺いいたします。

○菊地都市政策推進室副参事（鷺ノ宮駅周辺まちづくり担当） まちづくり検討会から提案されるまちづくり構想の内容を踏まえたまちづくりを進めていくためには、東京都や東京都住宅供給公社など関係機関の計画との整合性などをさらに検討していく必要があります。このことから、実現化に向けた調査や検討が必要なため、必要な業務委託を行いながら区としてのまちづくりの方向性や基盤整備の考え方を固めていく考えであります。

○久保委員 効果的なこういった業務委託というところが今後成果物としてお示しいただけるのだとは思いますが、やはり調査ですとか業務委託というのが何を行っているのかわからないというようなお声もよくあるわけございまして、それらのことがしっかりと生かされるように今後方針、また整備についてのさまざまな方向性を示していただきたいと思っております。

次に、中杉通り補助133号線の整備についてお伺いをいたします。鷺宮地域のまちづくりのこれは大きな課題であると感じておりまして、これまでもたびたび取り上げております。以前にも質問させていただいておりますが、補助133号線の沿道の用途地域変更について、東京都は整備完了後に用途地域変更を行うこととしておりますが、それでは沿道の地権者が用地買収後も建てかえをすることができない。区が地区計画をかけるなどをして、沿道の用途地域変更を進めることができないのかというお声がございます。この点についてはいかがお考えでしょうか伺います。

○辻本都市基盤部副参事（都市計画担当） 制度上は、地区計画を活用いたしまして、建てかえの促進、また、まち並み形成の誘導を図ることとあわせて、用途地域を変更することは可能であると認識しております。しかしながら、一方で、地区計画の取りまとめ及び都市計画決定につきましては地区の広範な合意が必要となり、

相当の時間を要するものでございます。これらのことから、本件につきましては、今後取りまとめがなされます鷺ノ宮駅周辺のまちづくり整備方針に沿って、用途地域の見直しにつきましても対応すべきものと考えているところでございます。

○久保委員 わかりました。これまで鷺宮地域のまちづくりの課題として、補助133号線をはじめ、妙正寺川の護岸整備、橋梁のかけかえも今進められておりますが、先ほど御答弁の中にもありました公社西住宅の建てかえなど、さまざま質問をまいりました。どれも東京都やJ K Kが事業主体でありまして、区だけで結論を出せる問題ではありません。東京都との協議はどのように進められているのか。また、整備方針にもこれらの課題を明確にすべきと考えますが、いかがでしょうかお伺いいたします。

○菊地都市政策推進室副参事（鷺ノ宮駅周辺まちづくり担当） 現在、関係機関とは個別にまちづくりの情報提供や情報共有を進めているところであります。今後は、まちづくり整備方針を作成する中で課題を明確にし、複数の関係機関と整合をとりながら、まちづくりを進めていく必要があります。区は、連絡調整会議を開催するなど、主導的な立場で東京都や住宅供給会社との連携を図る考えであります。

○久保委員 ぜひとも区が主導的な立場で東京都とも協議を行っていただきたいなと思っています。

次に、踏切渋滞と学校再編の課題についてお伺いいたします。鷺宮小学校と西中野小学校の統合新校は、第四中学校と第八中学校の統合後、平成35年に第八中学校の位置に開設をされる予定であります。例えば西武新宿線の野方以西の事業採択が今年度されたとしても、連立が完了し、踏切除却がされるまでには10年はかかるのではないかと思います。到底再編時期には間に合わない。統合新校に通う白鷺地域の児童は毎日踏切を渡り、通学することになります。現在も白鷺から小踏切を渡り、第八中学校に通学をしている生徒もいますが、小学生が通うのには心配であるとの保護者の声が出ております。現在、若宮から第八中学校に通う生徒たちは踏切を渡らず、駅の構内または跨線橋を通り、通学をしています。しかし、白鷺三丁目の児童は、これらの利用は大変難しい状況です。教育委員会として跨線橋の設置など、西武鉄道に依頼すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか伺います。

○板垣教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 鷺宮小学校と西中野小学校が統合いたします平成35年には、通学範囲が西武新宿線を挟んでかなり広くなるということになりまして、現在の西中野小学校の児童は西武新宿線を渡って第八中学校の学校の位置まで通うこととなります。区としては連続立体交差事業の早期実現を求めているところでありますけれども、児童の安全のために改めて通学路の踏切対策についても要望することについて考えてまいりたいと思います。

○久保委員 連立のこともありますので、この時期との可能性について、非常に難しい時期に来ているのではないかなと思いますけれども、ぜひともこの通学路の安全について検討していただきたいと思っています。

さらに鷺宮小学校と西中野小学校の統合後、西中野小学校を仮校舎として北中野中学校の改築が予定をされています。ここでも踏切の問題が生じてまいります。現在も白鷺から北中野中学校に通う生徒の中には、朝、事故やおくれにより踏切があかず、踏切遅刻をする場合があります。北中野中学校は通学区域が見直されることになっており、全ての生徒が西武新宿線の北側に住んでいるという状況になってくるかと思えます。その状況の中で、



全ての生徒が踏切を渡り、西中野の仮校舎に通学することについて、これについては、再編担当はどう考えているんでしょうかお伺いいたします。

○板垣教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 踏切におけます児童の安全対策につきましては、引き続き検討してまいりたいというふうに思います。なお、北中野中学校では、現在も踏切を渡って通学している生徒があり、中学生についてはそこまでの配慮は必要ないのではないかというふうにも考えているところではありますが、他の中学校と同様に生活指導や交通安全指導を適切に行ってまいりたいというふうに考えております。

○久保委員 中学生の場合は小学生よりも心配がないような今お話でしたけれども、やはり踏切遅刻というのは授業にも大きな本当に影響を及ぼしてしまうんですね。そういう点では、小学生は安全面ということを考慮しなければいけないかと思いますが、中学生には中学生の考慮しなければいけない問題もあるのではないかと思っております。また、西中野小学校の改修をする予定になっておりますけれども、これは北中野の仮校舎としてですね。体育館や特別教室など、小学校と中学校では規模も機能も大きく変わってまいります。どこまでの改修をして中学校の仮校舎とする予定なのか。中学生が適正に教育を受けられるための環境整備がされるのかお伺いいたします。

○石原子ども教育部、教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 現在の西中野小学校を北中野中学校の仮校舎として使用していくに当たりましては、中学校教育を支障なく実施するため、技術室などの必要な特別教室の整備や、運動部活動を想定した屋内運動場の床整備等を行う必要があります。このほか、便器や洗面台の高さ等、生徒に合わせた改修も必要となってまいります。

○久保委員 かなりの改修が、やっぱり小学校を中学生が使うということにはあるのではないかなと思うんですけれども、鷺宮と西中野の統合新校に改築する前の第八中学校をむしろ仮校舎として、北中野中では利用するべきではないかと考えます。踏切のある通学路、校舎の改修の問題もなく、スムーズに建てかえが行われるように思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか伺います。

○板垣教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 鷺宮小学校と西中野小学校の統合につきましては、第2次再編計画に基づきまして西中野小学校の小規模化の解消を目指すということとしております。また、第八中学校を平成33年、34年度で改築し、平成35年度に鷺宮小学校と西中野小学校の統合校が入るという計画になっておりまして、統合の時期に合わせた第八中学校の改修が必要であるというふうに考えております。

○久保委員 学校再編というのは何が一番重要なのかというところは悩むところございまして、学校再編のスケジュールというのを重視するのか、それともその間にかかわる子どもたちの教育環境を整えるというのはどうするのかということは非常に大きい課題ではないかと思っています。今の副参事のほうからは、要はそういうスケジュールは変えませんかという御答弁でありましたけれども、しっかりと地域ですとか、また学校の生徒たちも含めて、今後のあり方については考慮していくべきではないかと思っておりますけれども、もう一度御答弁をお願いいたします。

○板垣教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 第2次再編計画につきましては、小規模化が進んでいる学校、それを統合していくということ、それから、それとあわせて、学校施設を改築して、そして教育環境を整えていくということを大きな柱としております。こちらの鷺宮、西中野小学校につきましても、現在、西中野小学校の小規模化ということがかなり進んでいるという状況でございます。したがって、先ほどちょっと委員からも御指摘ありましたが、第2次再編計画のスケジュールにのっとり形で統合を進めていきたいというふうに考えております。

○久保委員 ここですぐにスケジュールを変えますということにはならないかと思いますが、やはり本当にこの学校再編は何のためなのかということをしかりとまた協議をしていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

次に、鷺ノ宮駅の周辺のみちづくりの課題としては、鷺宮小学校跡地に予定をされております、すこやか福祉センターの開設がございます。鷺宮の地域におきましては、鷺宮体育館が30年度には（仮称）鷺宮スポーツコミュニティプラザということで整備をされる予定になっておりまして、鷺宮すこやかはスポーツコミュニティプラザとは併設をされるという予定はありません。現在、区民活動センター運営委員会のメンバーを中心にいたしまして、鷺小跡地を考える会が設置をされ、話し合いも進められております。すこやか福祉センターには、区民活動センターや図書館、地域事務所が併設をされることになるとは思いますけれども、スポーツコミュニティプラザが併設されなくても、校庭や体育館など重要な地域資源として確保をすべきと考えますが、いかがでしょうかお伺いいたします。

○伊藤地域支えあい推進室副参事（地域活動推進担当） 今検討しております新しいすこやか福祉センターの整備でございますが、10か年計画第3次でございます鷺宮地域事務所、区民活動センター、図書館、それ以外の機能につきましては、地域ニーズ、また新たな行政ニーズというようなものを踏まえまして、検討していきたいというふうに考えてございます。

○久保委員 検討していきたいという御答弁でしたけれども、鷺宮小学校の校庭、体育館については、平常時には子どもの遊び場、また災害時には防災拠点としても活用していくことを検討すべきだと思っております。特に鷺宮地域は公園立地率が以前から訴えておりますが、非常に低い地域でございます。そういったところもぜひとも考慮していただきたいと思っております。

この質問の最後に、鷺宮三丁目の一団地の都市計画についてお伺いをいたします。このことにつきましては、都市計画変更も含め、今後のまちづくりに生かせるよう地権者との協議を進めていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうかお伺いいたします。

○菊地都市政策推進室副参事（鷺ノ宮駅周辺まちづくり担当） 当該地には長期にわたる一団地の住宅施設の都市計画による都市計画制限の影響があり、必ずしも土地が有効活用されていない状況にあります。まちづくり整備方針の策定過程で地区計画など、都市計画の変更を含めて検討していく考えであります。まちづくり整備方針を策定後に具体的に地権者との協議が考えられます。

○久保委員 どうもありがとうございました。

以上で私の全ての総括質疑を終わります。ありがとうございました。

